

## 入札公告

電力の調達を次のとおり一般競争入札に付す。

令和4年11月25日

契約担当者 兵庫県道路公社

播但連絡道路管理事務所長 大北 光弘

### 1 調達内容

#### (1) 調達する物品等の名称及び数量

播但連絡道路花田料金所他 28 施設で使用する電気 予定数量 5,518,107 キロワット時/年

#### (2) 調達案件の仕様等

契約担当者が仕様書等で指定するところによる。

#### (3) 履行期間

令和5年4月1日0時から令和7年3月31日24時まで

#### (4) 履行場所

仕様書別紙「対象施設一覧」のとおり

#### (5) 入札方法

落札決定に当たっては、入札金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

### 2 一般競争入札参加資格

本件入札に参加できる資格を有するものは、次に掲げる要件を満たし、契約担当者による一般競争入札参加資格の確認を受けた者であること。

#### (1) 物品関係入札参加資格者として、兵庫県（以下「県」という。）の物品関係入札参加資格（登録）者名簿に登録されている者又は登録されていない者で参加申込みの期間中に出納局管理課へ申請し、開札の日時までに物品関係入札参加資格者として認定された者であること。

（入札参加資格審査窓口）

兵庫県出納局管理課 電話（078）341-7711 内線4937

#### (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に基づく県の入札参加資格制限基準による資格制限を受けていない者であること。

#### (3) 入札参加申込期間の最終日及び当該調達の開札の日において、県の指名停止基準に基づく指名停止を受けていない者であること。

#### (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。

#### (5) 電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条の2の規定に基づき、小売電気事業の登録を受けている者であること。

#### (6) 「兵庫県電力の調達に係る環境配慮方針」に基づき、入札参加「可」と判定された者又は判定を受けていない者で開札の日時までに入札参加「可」と判定された者であること。

（環境配慮方針に基づく判定窓口）

兵庫県農政環境部環境創造局環境政策課 電話(078)341-7711 内線3358

### 3 契約条項を示す期間及び入札説明書の交付期間・場所

#### (1) 交付期間

令和4年11月25日（金）から令和4年12月5日（月）（兵庫県の休日を定める条例（平成元年兵庫県条例第15号）第2条に規定する県の休日（以下「県の休日」という。）を除く。）のうち午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）

(2) 交付場所

〒679-2204 神崎郡福崎町西田原 1949

兵庫県道路公社 播但連絡道路管理事務所 業務課 担当 西村

電話(0790) 22-4900

4 入札参加申込書兼競争参加資格確認申請書、入札書の提出期間

(1) 入札参加申込書兼競争参加資格確認申請書の提出期間

令和4年11月25日（金）から令和4年12月5日（月）（県の休日を除く。）のうち午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）

(2) 入札参加申込書兼競争参加資格確認申請書の提出場所及び問合せ先 前記3(2)に同じ

(3) 開札の日時及び場所

日時 令和4年12月22日（木）午後1時30分から

場所 播但連絡道路管理事務所（神崎郡福崎町西田原 1949）

(4) 入札書の提出方法及び期限

郵送による。郵送方法は書留郵便等により送付し、令和4年12月21日（水）午後5時までに前記3(2)の場所に必着のこと。

5 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

契約希望金額（入札書記載金額の100分の110。以下同じ。）の100分の5以上の額の入札保証金を令和4年12月21日（水）午後5時までに納入しなければならない。ただし、次の場合は入札保証金を免除する。

ア 国（公社・公団を含む。）、地方公共団体等との間における契約の締結及び履行の実績、経営の規模及び状況その他の状況から、契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるとき。

イ 保険会社との間に兵庫県道路公社を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、その保険証書を入札保証金に代えて提出したとき（入札保証保険証書の保険金額が契約希望金額の100分の5未満であるときは、当該入札は無効となるので注意すること。）。

(3) 契約保証金

契約希望金額の100分の10以上の額の契約保証金を契約締結日までに納入しなければならない。ただし、次の場合は契約保証金を免除する。

ア 過去2年間に国（公社・公団を含む。）、地方公共団体その他知事が指定する公共的団体とその契約と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、その契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。

イ 保険会社との間に兵庫県道路公社を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、その保険証書を契約保証金に代えて提出したとき。

(4) 入札参加者に求められる義務

ア この一般競争入札に参加を希望する者は、入札参加申込書に前記 2(1)、(5)及び(6)に示した電気の供給を実施できることを証明する書類を添付して、令和 4 年 12 月 5 日（月）午後 5 時までに提出すること。

イ 入札参加者は、入札・開札日の前日までの間において、契約担当者から上記アの提出書類に関し説明を求められた場合は、それに応じること。

(5) 入札に関する条件

ア 所定の額の入札保証金（入札保証金に代わる担保の提供を含む。）が所定の日時までに提出されていること。ただし、入札保証金に代えて入札保証保険証書を提出する場合は、保険期間が入札説明書に示す保険期間までであること。

イ 入札者又はその代理人が同一事項について 2 通以上した入札でないこと。

ウ 同一事項の入札において、他の入札者の代理人を兼ねた者又は 2 人以上の入札者の代理をした者の入札でないこと。

エ 連合その他の不正行為によってされたと認められる入札でないこと。

オ 入札書に入札金額並びに入札者の氏名及び押印があり、入札内容が分明であること。特に、この入札書については、「この入札書に記載する申込み内容については、この入札の対象となる調達に係る予算が議決され、その執行が可能となったときに効力を生じる。」旨が付記されていること。

カ 代理人が入札する場合は、入札書と合わせて委任状を提出すること。

キ 入札金額は特に指示した場合のほか、総価格を記入すること。

ク 入札書に記載された入札金額が訂正されていないこと。

ケ 再度入札に参加できる者は、次のいずれかの条件を具備した者であること。

(ア) 初度の入札に参加して有効な入札をした者

(イ) 初度の入札において、4(4)及びアからクまでの条件に違反し無効となった入札者のうち、4(4)又はウ若しくはエに違反し無効となった者以外の者

コ この入札の対象となる調達契約に係る予算が議決され、その予算の執行が可能となること。

(6) 入札の無効

本公告に示した一般競争入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札、入札参加申込書又は関係書類に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

(7) 契約書作成の要否 要作成

(8) 落札者の決定方法

入札説明書で示した物品等を提供できると契約担当者が判断した入札者であって、財務規則（昭和 39 年兵庫県規則第 31 号）第 85 条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(9) その他

詳細は、入札説明書による。

## 入札説明書

播但連絡道路花田料金所他 28 施設の電気の調達に係る一般競争入札（以下「入札」という。）の実施については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

### 1 入札に付する事項

- (1) 調達する物品等の名称  
播但連絡道路花田料金所他 28 施設で使用する電気
- (2) 入札公告日 令和 4 年 11 月 25 日（金）
- (3) 仕様  
別紙仕様書のとおり
- (4) 履行期間  
令和 5 年 4 月 1 日 0 時から令和 7 年 3 月 31 日 24 時まで
- (5) 履行場所  
仕様書別紙「対象施設一覧」のとおり

### 2 一般競争入札参加資格

本件入札に参加できる資格を有するものは、次に掲げる要件を満たし、契約担当者による一般競争入札参加資格の確認を受けた者であること。

- (1) 物品関係入札参加資格者として、兵庫県（以下「県」という。）の物品関係入札参加資格（登録）者名簿に登録されている者又は登録されていない者で参加申込みの期間中に出納局管理課へ申請し、開札の日時までに物品関係入札参加資格者として認定された者であること。  
【入札参加資格審査窓口】兵庫県出納局管理課（電話番号：078-341-77110（内線 4946））
- (2) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に基づく県の入札参加資格制限基準による資格制限を受けていない者であること。
- (3) 県の指名停止基準に基づく指名停止（以下「指名停止」という。）を、入札参加申込期間の最終日及び当該調達の開札の日において受けていない者であること。
- (4) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立て、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (5) 電気事業法（昭和 39 年法律第 170 号）第 2 条の 2 の規定に基づき、小売電気事業の登録を受けている者であること。
- (6) 「兵庫県電力の調達に係る環境配慮方針」に基づき、入札参加「可」と判定された者又は判定を受けていない者で開札の日時までに入札参加「可」と判定された者であること。  
【環境配慮方針に基づく判定窓口】  
兵庫県農政環境部環境創造局環境政策課  
（電話番号：078-341-7711（内線 3358））

### 3 入札者に求められる義務

- (1) この一般競争入札に参加を希望する者は、入札参加申込書に前出 2(1)、(5)及び(6)の資格を有することを証明する書類を添付して令和 4 年 12 月 5 日（月）午後 5 時までに 4(1)の場所に提出すること。
- (2) 入札に参加する者は、開札日の前日までの間において、契約担当者から上記(1)の提出書類に関し、説明を求められた場合は、それに応じること。

### 4 入札参加の申込み

- (1) 申込場所

(2) 申込期間

令和4年11月25日（金）から令和4年12月5日（月）まで（兵庫県の休日を定める条例（平成元年兵庫県条例第15号）第2条に規定する県の休日（以下「県の休日」という。）を除く。）のうち午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）

(3) 申込書類

- ア 「一般競争入札参加申込書」を作成の上上記(1)の申込場所に提出すること。
- イ 前出2(1)の事実を確認するため、県が登録時に送付した「物品関係入札参加資格審査結果通知書」の写しを入札参加申込書に添付すること。
- ウ 前出2(5)の事実を確認するため、小売電気事業の登録を受けている者であることを証する書面を入札参加申込書に添付すること。
- エ 前出2(6)の事実を確認するため、「兵庫県電力の調達に係る環境配慮方針に基づく判定結果」の写しを入札参加申込書に添付すること。  
ただし、「物品関係入札参加資格審査結果通知書」及び「兵庫県電力の調達に係る環境配慮方針に基づく判定結果」が申込時までに送付されていない場合は、申請手続中であることを証明する書面（審査窓口の受付印が押印された申請書等）を令和4年12月5日（月）午後5時までに上記申込場所に提出すること。
- オ 国及び地方公共団体等との契約締結及び履行の実績が「有」の場合は、契約締結及び履行の実績について別紙（様式任意）により提出すること。

(4) 一般競争入札参加資格の確認

- ア 一般競争入札参加資格の確認基準日は、上記(2)の最終日とする。
- イ 入札参加申込者の一般競争入札参加資格の有無については、提出のあった入札参加申込書及び関係書類に基づいて確認し、その結果を令和4年12月12日（月）までに入札参加申込者に文書（一般競争入札参加資格者確認通知書）で通知する。  
については、返信用封筒（定形長3）を入札参加申込書に添えて提出すること。返信用封筒には、84円切手を貼付し、返信先の住所を記載しておくこと。

(5) その他

- ア 入札参加申込書、関係書類の作成及び提出に係る費用は、入札参加申込者の負担とする。
- イ 提出された入札参加申込書及び関係書類は、一般競争入札参加資格の確認以外には、申込者に無断で使用しない。
- ウ 提出された入札参加申込書及び関係書類は、返却しない。
- エ 入札参加申込書の提出期限日の翌日以降は、入札参加申込書及び関係書類の差し替え又は再提出は認めない。

5 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨

6 開札の日時及び場所

(1) 開札の日時及び場所

日時：令和4年12月22日（木）午後1時30分から

場所：兵庫県道路公社播但連絡道路管理事務所（神崎郡福崎町西田原 1949）

7 入札書の提出方法

郵便（書留郵便に限る。）による。入札書を封筒に入れて密封の上、それぞれ「入札事項名」、「初度入札」・「再度入札（２回目）」・「入札辞退書」（当初又は途中で辞退する場合）の区別を記入し、令和４年１２月２１日（水）午後５時までに下記の場所に必着すること。

兵庫県道路公社播但連絡道路管理事務所（担当：西村）

〒679-2204 神崎郡福崎町西田原 1949

ただし、入札資格審査時点で県の物品関係入札参加資格（登録）者名簿に登録されていない者は、開札の日時までに物品関係入札参加資格を有すると認められなければ入札書を受理できない。また、入札資格審査時点で「兵庫県電力の調達に係る環境配慮方針」に基づき、入札参加「可」の判定を受けていない者は、開札の日時までに入札参加「可」と判定された者であることを認められなければ入札書を受理できない。

## 8 入札書の作成方法

(1) 入札書は日本語で記載し、金額については日本国通貨とし、アラビア数字で表記すること。

(2) 入札書は当課所定の別紙様式により、次の点に留意して記載すること。

ア 入札事項名は、前出 1 (1) に示した名称とする。

イ 年月日は、入札書の提出日とする。

ウ 入札者氏名及び押印は、法人にあっては法人の名称又は商号及び代表者の氏名とし、また、印章は兵庫県に届出のものとする。

エ 代理人が入札する場合は、入札者の氏名の表示並びに当該代理人の氏名及び押印があること。

オ 外国業者にあって押印の必要があるものは、署名をもって代えることができる。

(3) 落札の決定は、入札書の「入札金額」欄に記載された総価格をもってする。

入札書には、入札価格の積算に用いた単価（基本料金、従量料金（夏季、その他季）別）を記載し、合わせて積算内訳書（様式任意）を提出すること。

また、落札価格は、当該総価格の 100 分の 10 に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

万一誤って記載したときは、新しい入札書を使用すること。

(4) 上記(3)にかかる総価格における積算内訳書を、次の点に留意して作成すること。

ア 入札価格を積算した根拠となる単価を基本料金、従量料金（夏季、その他季）別に記載すること。

イ 入札価格の算定にあたっては、燃料費調整額、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づく賦課金は考慮しないこと。

ウ 入札価格の算定にあたっては、消費税率 10 パーセントを前提とした単価を用いることとし、消費税率引き上げに伴う単価変更については、落札者と別途協議の上決定する。

エ 積算内訳書の様式は任意であるが、上記アの項目は必ず記載すること。

(5) 入札回数は 2 回を限度とする。

(6) 一度提出した入札書は、これを書換え、引換え又は撤回することはできない。

(7) 本件の入札公告に示す入札手続等を十分承知のうえ入札すること。

## 9 仕様書等に関する質問

(1) 入札説明書、仕様書等交付書類に関して疑問がある場合は、次により文書（様式は任意）で質問すること。

ア 提出期間

令和4年11月25日（金）から令和4年12月12日（月）まで（兵庫県の休日を定める条例（平成元年兵庫県条例第15号）第2条に規定する県の休日（以下「県の休日」という。）を除く。）のうち午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）

イ 提出場所 前出4（1）に同じ。

ウ 提出方法 郵送又はF a x（Fax 番号：0790-22-5325 播但連絡道路管理事務所業務課）

(2) 回答書は、次のとおり閲覧に供する。

ア 閲覧期間

令和4年12月16日（金）から令和4年12月21日（水）までの午前9時から午後5時まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）

イ 閲覧場所

兵庫県道路公社のホームページ（<https://www.h-dorokosya.or.jp/bid/>）に掲示するとともに、上記4(1)において閲覧に付す。

## 10 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

契約希望金額（入札書記載金額の100分の110）の100分の5以上の額の入札保証金を令和4年12月21日（水）午後5時までに納入しなければならない。

ただし、次の場合は入札保証金を免除する。

ア 国（公社・公団を含む。）、地方公共団体等との間における契約の締結及び履行の実績、経営の規模及び状況その他の状況から、契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるとき。

この場合は、前出4に示した入札参加の申込みと併せて契約担当者が審査を行い、免除の可否を前出4(4)イに併せて通知する。

イ 保険会社との間に兵庫県道路公社を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、その保険証書を入札保証金に代えて提出したとき。

入札保証保険証書の保険金額が契約希望金額（入札希望金額の100分の110）の100分の5未満であるときは、当該入札は無効となるので注意すること。

(2) 契約保証金

契約希望金額（入札書記載金額の100分の110）の100分の10以上の額の契約保証金を契約締結日までに納入しなければならない。ただし、次の場合は契約保証金を免除する。

ア 過去2年間に国（公社・公団を含む。）、地方公共団体その他知事が指定する公共的団体とその契約と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、その契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。

イ 保険会社との間に兵庫県道路公社を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、その保険証書を契約保証金に代えて提出したとき。

## 11 開札

開札は、入札執行後直ちに、入札者又はその代理人を立ち合わせて行い、入札者又はその代理人が立ち会わない場合においては、入札事務に関係のない職員を立ち合わせて行う。

## 12 無効とする入札

(1) 前出2に示した一般競争入札参加資格がない者の入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札、入札参加申込書又は関係書類に虚偽の記載をした者の入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

- (2) 一般競争入札参加資格のあることを確認された者であっても、入札時点において資格制限期間中にある者、指名停止中である者等前出2に掲げる一般競争入札参加資格のない者のした入札は無効とする。
- (3) 無効の入札を行った者を落札者としていた場合は、その落札決定を取り消す。

### 13 落札者の決定方法

- (1) 前出1の物品等を提供できると契約担当者が判断した入札者であって、財務規則（昭和39年兵庫県規則第31号）第85条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。
- (2) 落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上ある場合は、くじによって落札者を決定することとし、落札者となるべき同価の入札をした者は、くじを引くことを辞退することはできない。  
なお、入札書を郵送した者にあつては、立会人がくじを引くこととする。
- (3) 再度の入札をしても、落札者がいないとき又は落札者が契約を結ばないときは、随意契約による。

### 14 入札に関する条件

- (1) 所定の額の入札保証金（入札保証金に代わる担保の提供を含む。）が令和4年12月21日（水）午後5時までに提出されていること。ただし、入札保証金に代えて入札保証保険証書を提出する場合は、開札の日以前の任意の日を開始日とし、令和5年3月31日を終期とする入札保証保険に加入すること。
- (2) 入札者又はその代理人が同一事項について2通以上した入札でないこと。
- (3) 同一事項の入札において、他の入札者の代理人を兼ねた者又は2人以上の入札者の代理をした者の入札でないこと。
- (4) 連合その他の不正行為によってされたと認められる入札でないこと。
- (5) 入札書に入札金額並びに入札者の氏名及び押印があり、入札内容が分明であること。  
特に、この入札書については、「この入札書に記載する申込み内容については、この入札の対象となる調達に係る予算が議決され、その執行が可能となったときに効力を生じる。」旨が付記されていること。
- (6) 入札金額は特に指示した場合のほか、総価格を記入すること。
- (7) 入札書に記載された入札金額が訂正されていないこと。
- (8) 再度入札に参加できる者は、次のいずれかの条件を具備した者であること。
  - ア 初度の入札に参加して有効な入札をした者
  - イ 初度の入札において、前出7及び(1)から(8)までの条件に違反し無効となった入札者のうち、前出7、(3)又は(4)に違反し無効となったもの以外のもの
- (9) 入札書が所定の場所・日時までに到達していること。
- (10) 代理人が入札をする場合、入札開始時に委任状を入札執行者に提出すること。
- (11) この入札の対象となる調達契約に係る予算が議決され、その予算の執行が可能となること。

### 15 入札の中止等及びこれによる損害に関する事項

天災その他やむを得ない理由により入札の執行を行うことができないときは、これを中止する。また、入札参加者の連合の疑い、不正不穏行動をなす等により入札を公正に執行できないと認められるとき、又は競争の実益がないと認められるときは、入札を取り消すことがある。  
これらの場合における損害は、入札者の負担とする。

### 16 契約書の作成

- (1) 落札者は、契約担当者から交付された契約書に記名押印し、落札決定の日から7日以内に契約担当者に提出しなければならない。



- (2) 契約書の内容については、落札者との協議に応じる。
- (3) 前号の期間内に契約書を提出しないときは、落札はその効力を失うことになる。
- (4) 契約書は2通作成し、双方各1通保有する。
- (5) 契約書の作成に要する費用はすべて落札者の負担とする。ただし、契約書用紙は交付する。
- (6) 落札決定後、契約締結までの間に落札した者が入札参加の資格制限又は指名停止を受けた場合は、契約を締結しない。

#### 17 監督及び検査

監督及び検査は、契約条項の定めるところにより行う。

なお、検査の実施場所は、指定する日本国内の場所とする。

#### 18 その他の注意事項

- (1) 入札参加申込書又は関係書類に虚偽の記載をした者は、県の指名停止基準により指名停止される。
- (2) 入札参加者は、刑法、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律等関係法令を遵守し、信義誠実の原則を守り、いやくも県民の信頼を失うことのないよう努めること。

#### 19 交付書類

- (1) 入札説明書
- (2) 仕様書
- (3) 電気需給契約書（案）
- (4) 一般競争入札参加申込書兼競争参加資格確認申請書
- (5) 入札書、委任状、入札辞退届
- (6) 兵庫県電力の調達に係る環境配慮方針

#### 20 調達事務担当

兵庫県道路公社播但連絡道路管理事務所 担当：西村

電話番号：0790-22-4900

FAX 番号：0790-22-5325

所在地：〒679-2204 神崎郡福崎町西田原 1949

## 播但連絡道路花田料金所他 28 施設の電力調達に係る仕様書

### 1 対象建物及び需要場所

- (1) 対象建物 別紙「対象施設一覧」のとおり
- (2) 需要場所 別紙「対象施設一覧」のとおり

### 2 業種及び用途 別紙「対象施設一覧」のとおり

### 3 仕様

#### (1) 電気方式、標準電圧、標準周波数、受電方式等

ア 電気方式

イ 標準電圧 (常時電力)

ウ 計量電圧 (常時電力)

エ 標準周波数

オ 受電方式

カ 蓄熱設備

キ 自家発電設備

別紙「対象施設一覧」のとおり

#### (2) 契約電力及び予定使用電力量

ア 契約電力 (契約上使用できる電気の最大電力をいい、  
30分最大需要電力計により計測される値が  
原則としてこれを超えないものとする。)

イ 予定使用電力量

別紙「仕様書一覧」  
のとおり

#### (3) 契約使用期間

令和5年4月1日0時から 令和7年3月31日24時まで

#### (4) 電力量の検針

ア 自動検針装置

イ 電力量計の仕様

#### (5) 需給地点

#### (6) 電気工作物の財産分界点

#### (7) 保安上の責任分界点

別紙「対象施設一覧」のとおり

## (8) 単位及び端数処理

料金その他を計算する場合の単位及びその端数処理は次のとおりとする。

- ア 契約電力及び最大需要電力の単位は、1キロワットとし、その端数は小数点以下第1位を四捨五入する。
- イ 使用電力量の単位は、1キロワット時とし、その端数は小数点以下第1位を四捨五入する。
- ウ 力率の単位は、1パーセントとし、その端数は小数点以下第1位を四捨五入する。
- エ 料金その他の計算における合計金額の単位は、1円とし、その端数は切り捨てる。

## (9) その他

- ア 力率は、契約期間中は100%を保持する予定。料金算出は100%で計算する。
- イ 「兵庫県電力の調達に係る環境配慮方針」に基づき、環境に配慮した電気調達契約を締結するため、評価項目の合計点数が70点以上となり、「電気事業者による新エネルギー等の利用に関する特別措置法」第8条第1項に規定する国からの勧告を受けないよう努めること。
- ウ 力率の変動、その他の要因による電気料金の調整及び仕様書に定めのないその他の供給条件については、需要場所を管内とする電気事業者の電気供給条件（特別高圧・高圧）又は、託送供給等約款による。
- エ 入札価格の算定にあたっては、燃料費調整額、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づく賦課金は考慮しないこと。
- オ 入札価格の算定にあたっては、消費税率10パーセントを前提とした単価を用いることとし、消費税率引き上げに伴う単価変更については、落札者と別途協議の上決定する。
- カ 料金の請求は対象施設一括ではなく、施設ごとに分けて行うこと。（請求書の送付先は別途指定する。）
- キ 遠阪トンネル山東換気所の需給契約期間については、契約年4月の計量日から翌々年同月の計量日の前日までとする。
- ク この仕様書に定めのない事項については、別途、協議の上決定とする。

【仕様書別紙 1】

対象施設一覧

兵庫県道路公社 播但連絡道路 高圧受電施設一覧表

No	施設名	契約種別	住所	用途	電力供給方式	標準電圧 [V]	計量電圧 [V]	標準周波数 [Hz]	受電方式	自動検針装置の有無	計量器の仕様	需給地点	電気工作物の財産分界点	保安上の責任分界点	自家発電機の有無と容量 [kVA]	蓄熱設備の有無と容量
1	花田料金所	高圧AS	姫路市花田町上原田	料金所設備他	交流3相3線式	6600	6600	60	1回線受電	無	電子式複合計器(変成器付)	構内第1柱 気中負荷開閉器1次側接続点	需給地点に同じ	需給地点に同じ	100	無
2	豊富PA(南行)	高圧AS	姫路市豊富町御蔭曾坂	PA施設他	交流3相3線式	6600	6600	60	1回線受電	無	電子式複合計器(変成器付)	構内第1柱 気中負荷開閉器1次側接続点	需給地点に同じ	需給地点に同じ	無	無
3	豊富料金所	高圧AS	姫路市豊富町御蔭葦田	料金所設備他	交流3相3線式	6600	6600	60	1回線受電	無	電子式複合計器(変成器付)	構内第1柱 気中負荷開閉器1次側接続点	需給地点に同じ	需給地点に同じ	37.5	無
4	砥堀料金所	高圧AS	姫路市豊富町御蔭葦田	料金所設備他	交流3相3線式	6600	6600	60	1回線受電	無	電子式複合計器(変成器付)	構内第1柱 気中負荷開閉器1次側接続点	需給地点に同じ	需給地点に同じ	37.5	無
5	船津料金所	高圧AS	姫路市船津町中野	料金所設備他	交流3相3線式	6600	6600	60	1回線受電	無	電子式複合計器(変成器付)	構内第1柱 気中負荷開閉器1次側接続点	需給地点に同じ	需給地点に同じ	50	無
6	福岡南料金所	高圧AS	姫路市船津町八幡	料金所設備他	交流3相3線式	6600	6600	60	1回線受電	無	電子式複合計器(変成器付)	構内第1柱 気中負荷開閉器1次側接続点	需給地点に同じ	需給地点に同じ	37.5	無
7	播但管理事務所	高圧AS	神崎郡福岡町西田原	事務所設備他	交流3相3線式	6600	6600	60	1回線受電	無	電子式複合計器(変成器付)	構内第1柱 気中負荷開閉器1次側接続点	需給地点に同じ	需給地点に同じ	150	無
8	福岡北料金所	高圧AS	神崎郡福岡町東田原田尻	料金所設備他	交流3相3線式	6600	6600	60	1回線受電	無	電子式複合計器(変成器付)	構内第1柱 気中負荷開閉器1次側接続点	需給地点に同じ	需給地点に同じ	50	無
9	播但第一トンネル	高圧AS	神崎郡福岡町東田原北野	トンネル照明他	交流3相3線式	6600	6600	60	1回線受電	無	電子式複合計器(変成器付)	構内第1柱 気中負荷開閉器1次側接続点	需給地点に同じ	需給地点に同じ	50	無
10	市川南料金所	高圧AS	神崎郡市川町川辺	料金所設備他	交流3相3線式	6600	6600	60	1回線受電	無	電子式複合計器(変成器付)	構内第1柱 気中負荷開閉器1次側接続点	需給地点に同じ	需給地点に同じ	50	無
11	市川SA	高圧AS	神崎郡市川町屋形	SA施設他	交流3相3線式	6600	6600	60	1回線受電	無	電子式複合計器(変成器付)	構内第1柱 気中負荷開閉器1次側接続点	需給地点に同じ	需給地点に同じ	無	無
12	市川北料金所	高圧AS	神崎郡市川町屋形	料金所設備他	交流3相3線式	6600	6600	60	1回線受電	無	電子式複合計器(変成器付)	構内第1柱 気中負荷開閉器1次側接続点	需給地点に同じ	需給地点に同じ	50	無
13	神崎南料金所	高圧AS	神崎郡神河町加納	料金所設備他	交流3相3線式	6600	6600	60	1回線受電	無	電子式複合計器(変成器付)	構内第1柱 気中負荷開閉器1次側接続点	需給地点に同じ	需給地点に同じ	50	無
14	神崎北料金所	高圧AS	神崎郡神河町大山	料金所設備他	交流3相3線式	6600	6600	60	1回線受電	無	電子式複合計器(変成器付)	構内第1柱 気中負荷開閉器1次側接続点	需給地点に同じ	需給地点に同じ	37.5	無
15	播但トンネル	高圧AS	神崎郡神河町猪俣	トンネル照明他	交流3相3線式	6600	6600	60	1回線受電	無	電子式複合計器(変成器付)	構内第1柱 気中負荷開閉器1次側接続点	需給地点に同じ	需給地点に同じ	31.5	無
16	生野料金所・生野トンネル他	高圧AS	朝来市生野町口銀谷	料金所設備 トンネル照明他	交流3相3線式	6600	6600	60	1回線受電	無	電子式複合計器(変成器付)	構内第1柱 気中負荷開閉器1次側接続点	需給地点に同じ	需給地点に同じ	60	無
17	生野北第一料金所	高圧AS	朝来市生野町円山	料金所設備他	交流3相3線式	6600	6600	60	1回線受電	無	電子式複合計器(変成器付)	構内第1柱 気中負荷開閉器1次側接続点	需給地点に同じ	需給地点に同じ	50	無
18	朝来第一トンネル	高圧AS	朝来市岩津	トンネル照明他	交流3相3線式	6600	6600	60	1回線受電	無	電子式複合計器(変成器付)	構内第1柱 気中負荷開閉器1次側接続点	需給地点に同じ	需給地点に同じ	無	無
19	朝来SA・第二・第三トンネル	高圧AS	朝来市岩津	SA施設 トンネル照明他	交流3相3線式	6600	6600	60	1回線受電	無	電子式複合計器(変成器付)	構内第1柱 気中負荷開閉器1次側接続点	需給地点に同じ	需給地点に同じ	2TN130・SA50	無
20	朝来第四トンネル	高圧AS	朝来市羽瀧	トンネル照明他	交流3相3線式	6600	6600	60	1回線受電	無	電子式複合計器(変成器付)	構内第1柱 気中負荷開閉器1次側接続点	需給地点に同じ	需給地点に同じ	85	無
21	朝来料金所	高圧AS	朝来市八代	料金所設備他	交流3相3線式	6600	6600	60	1回線受電	無	電子式複合計器(変成器付)	構内第1柱 気中負荷開閉器1次側接続点	需給地点に同じ	需給地点に同じ	50	無
22	朝来第五・六トンネル	高圧AS	朝来市八代	トンネル照明他	交流3相3線式	6600	6600	60	1回線受電	無	電子式複合計器(変成器付)	構内第1柱 気中負荷開閉器1次側接続点	需給地点に同じ	需給地点に同じ	130	無
23	朝来第七トンネル	高圧AS	朝来市立脇	トンネル照明他	交流3相3線式	6600	6600	60	1回線受電	無	電子式複合計器(変成器付)	構内第1柱 気中負荷開閉器1次側接続点	需給地点に同じ	需給地点に同じ	85	無
24	朝来第八トンネル	高圧AS	朝来市立脇	トンネル照明他	交流3相3線式	6600	6600	60	1回線受電	無	電子式複合計器(変成器付)	構内第1柱 気中負荷開閉器1次側接続点	需給地点に同じ	需給地点に同じ	無	無
25	朝来第九トンネル	高圧AS	朝来市物部	トンネル照明他	交流3相3線式	6600	6600	60	1回線受電	無	電子式複合計器(変成器付)	構内第1柱 気中負荷開閉器1次側接続点	需給地点に同じ	需給地点に同じ	無	無
26	和田山料金所	高圧AS	朝来市和田山町久世田	料金所設備他	交流3相3線式	6600	6600	60	1回線受電	無	電子式複合計器(変成器付)	構内第1柱 気中負荷開閉器1次側接続点	需給地点に同じ	需給地点に同じ	50	無
27	城山トンネル	高圧AS	朝来市和田山町安井	トンネル照明他	交流3相3線式	6600	6600	60	1回線受電	無	電子式複合計器(変成器付)	構内第1柱 気中負荷開閉器1次側接続点	需給地点に同じ	需給地点に同じ	85	無
28	和田山JCT	高圧AS	朝来市和田山町加都	事務所設備他	交流3相3線式	6600	6600	60	1回線受電	無	電子式複合計器(変成器付)	構内第1柱 気中負荷開閉器1次側接続点	需給地点に同じ	需給地点に同じ	100	無
29	遠阪トンネル山東換気所	高圧AS	朝来市山東町柴878	トンネル照明他	交流3相3線式	6600	6600	60	2回線受電	無	電子式複合計器(変成器付)	構内第1柱 気中負荷開閉器1次側接続点	需給地点に同じ	需給地点に同じ	無	無

## 別紙：供給地点特定番号一覧

No	需要場所名	供給地点特定番号
1	花田料金所	06-1248-1140-4185-0013-0000
2	豊富PA(南行)	06-1188-1600-1124-0013-0000
3	豊富料金所	06-1188-1600-3111-8003-0000
4	砥堀料金所	06-1188-1600-3110-5013-0000
5	船津料金所	06-1158-1620-2110-8103-0000
6	福崎南料金所	06-1158-1620-9114-5003-0000
7	播但管理事務所	06-1118-1641-7157-5053-0000
8	福崎北料金所	06-1118-1641-8162-7903-0000
9	播但第一トンネル	06-1118-1642-4117-0003-0000
10	市川南料金所	06-1048-1650-9110-9403-0000
11	市川SA	06-1018-1652-2154-6023-0000
12	市川北料金所	06-1018-1652-2154-3053-0000
13	神崎南料金所	06-1198-1940-3100-1043-0000
14	神崎北料金所	06-1108-1943-2112-1003-0000
15	播但トンネル	06-1108-1944-3106-9003-0000
16	生野料金所・生野トンネル他	06-1038-4440-7011-6003-0000
17	生野北第一料金所	06-1028-4441-4013-4003-0000
18	朝来第一トンネル	06-1028-4430-5030-1503-0000
19	朝来SA・第二・第三トンネル	06-1028-4430-4016-0003-0000
20	朝来第四トンネル	06-1188-4430-9021-3003-0000
21	朝来料金所	06-1188-4431-0011-3033-0000
22	朝来第五・六トンネル	06-1188-4431-0021-8503-0000
23	朝来第七トンネル	06-1188-4433-0041-6503-0000
24	朝来第八トンネル	06-1188-4433-0041-6703-0000
25	朝来第九トンネル	06-1188-4432-8051-3503-0000
26	和田山料金所	06-1198-4417-7205-2003-0000
27	城山トンネル	06-1198-4416-4022-9003-0000
28	和田山JCT	06-1098-4416-3044-0003-0000
29	遠阪トンネル山東換気所	06-1178-4422-5032-0003-0000





【仕様書 別紙2-2】 兵庫県道路公社 播但連絡道路 対象高圧受電施設一覧/年間デマンド・年間使用量・年間負荷率

1 年間最大電力量(デマンド) (令和3年4月から令和4年3月までの実績)

(単位:kw)

No	施設名	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	年間最大
1	花田料金所	55	51	47	53	56	49	52	60	66	66	69	61	69
2	豊富PA(南行)	33	33	33	36	38	35	35	35	37	40	42	39	42
3	豊富料金所	18	17	17	19	19	18	17	20	22	22	22	19	22
4	砥堀料金所	23	22	21	30	24	22	21	29	26	27	26	24	30
5	船津料金所	25	23	21	24	24	22	25	28	29	31	31	28	31
6	福崎南料金所	21	18	17	18	21	17	19	24	24	26	26	23	26
7	播但管理事務所	31	30	41	51	56	44	45	40	54	59	60	46	60
8	福崎北料金所	22	21	19	21	21	19	20	22	24	25	26	24	26
9	播但第一トンネル	100	100	60	28	27	27	28	28	28	28	28	28	100
10	市川南料金所	25	23	19	21	22	20	22	25	26	27	28	27	28
11	市川SA	65	76	78	122	119	93	90	84	102	102	109	95	122
12	市川北料金所	17	16	13	16	16	15	17	18	20	20	19	17	20
13	神崎南料金所	34	28	23	20	22	21	29	33	41	40	42	38	42
14	神崎北料金所	20	18	15	13	13	13	16	20	25	26	25	22	26
15	播但トンネル	25	26	25	25	23	23	24	24	25	25	24	24	26
16	生野料金所・生野トンネル他	103	107	97	99	88	96	105	90	100	99	101	109	109
17	生野北第一料金所	28	24	22	19	20	19	24	28	32	31	32	28	32
18	朝来第一トンネル	43	37	38	29	52	52	50	50	51	51	51	43	52
19	朝来SA・第二・第三トンネル	128	127	126	124	149	150	111	108	138	144	137	121	150
20	朝来第四トンネル	54	59	80	53	97	98	52	83	98	99	96	53	99
21	朝来料金所	28	24	21	19	23	23	22	27	51	49	48	37	51
22	朝来第五・六トンネル	102	91	132	111	165	145	126	99	132	127	131	104	165
23	朝来第七トンネル	46	46	46	53	93	51	27	31	31	31	31	24	93
24	朝来第八トンネル	40	39	39	44	79	43	14	26	25	24	25	18	79
25	朝来第九トンネル	45	44	76	45	85	45	26	28	27	27	27	26	85
26	和田山料金所	33	29	24	23	22	23	27	32	40	40	41	36	41
27	城山トンネル	64	60	68	59	78	51	26	31	31	32	31	28	78
28	和田山JCT	21	20	20	24	25	22	20	22	33	27	29	24	33
播但合計		1,249	1,209	1,238	1,199	1,477	1,256	1,090	1,145	1,338	1,345	1,357	1,166	1,737

遠阪	遠阪トンネル(山東換気所)	147	162	177	162	196	169	189	220	207	242	213	244	244
----	---------------	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----



1 年間電気使用量 詳細内訳

(令和3年4月から令和4年3月までの実績)

(単位:kw)

No	施設名	契約種別	使用電力量内訳	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計	
1	花田料金所	高圧電力AS	その他季	26,272	25,280	25,047	0	0	0	27,490	29,031	34,160	36,332	32,791	30,467	266,870	
			夏季	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0
			合計	26,272	25,280	25,047	28,889	29,451	26,526	27,490	29,031	34,160	36,332	32,791	30,467	351,736	
			その他季	14,648	14,116	15,195	0	0	0	17,175	16,462	18,083	19,762	17,923	17,157	150,521	
2	豊富PA(南行)	"	夏季	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0	
			合計	14,648	14,116	15,195	17,480	18,291	17,148	17,175	16,462	18,083	19,762	17,923	17,157	203,440	
			その他季	8,500	8,099	8,116	0	0	0	9,093	9,819	11,108	11,479	10,169	9,528	85,911	
			夏季	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0
3	豊富料金所	"	夏季	-	-	-	9,312	9,596	8,767	-	-	-	-	-	-	27,675	
			合計	8,500	8,099	8,116	9,312	9,596	8,767	9,093	9,819	11,108	11,479	10,169	9,528	113,586	
			その他季	12,105	11,571	11,379	0	0	0	12,315	12,618	14,067	15,021	13,513	12,975	115,564	
			夏季	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0
4	砥堀料金所	"	合計	12,105	11,571	11,379	12,696	12,723	11,719	-	-	-	-	-	-	37,138	
			その他季	11,861	11,120	10,891	0	0	0	12,261	13,435	15,381	16,309	14,512	13,679	119,449	
			夏季	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0
			合計	11,861	11,120	10,891	12,277	12,595	11,584	12,261	13,435	15,381	16,309	14,512	13,679	155,905	
6	福岡南料金所	"	その他季	9,065	8,463	8,290	0	0	0	9,298	9,752	11,501	12,953	11,350	10,459	91,131	
			夏季	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0
			合計	9,065	8,463	8,290	9,326	9,616	8,678	9,298	9,752	11,501	12,953	11,350	10,459	118,751	
			その他季	16,077	16,095	18,342	0	0	0	18,709	17,494	21,983	23,687	20,482	19,103	171,972	
7	播但管理事務所	"	夏季	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0	
			合計	16,077	16,095	18,342	22,002	23,138	19,552	18,709	17,494	21,983	23,687	20,482	19,103	236,664	
			その他季	9,559	9,159	9,034	0	0	0	10,083	10,341	11,797	12,593	11,209	10,549	94,324	
			夏季	-	-	-	10,298	10,636	9,730	-	-	-	-	-	-	-	30,664
8	福岡北料金所	"	合計	9,559	9,159	9,034	10,298	10,636	9,730	10,083	10,341	11,797	12,593	11,209	10,549	124,988	
			その他季	25,720	25,458	23,191	0	0	0	8,522	8,050	8,059	8,023	7,467	8,346	122,836	
			夏季	-	-	-	8,945	8,272	8,196	-	-	-	-	-	-	-	25,413
			合計	25,720	25,458	23,191	8,945	8,272	8,196	8,522	8,050	8,059	8,023	7,467	8,346	148,249	
9	播但第一トンネル	"	その他季	11,232	10,400	9,827	0	0	0	11,228	12,105	13,835	14,624	13,118	12,615	108,984	
			夏季	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0
			合計	11,232	10,400	9,827	10,752	11,220	10,464	11,228	12,105	13,835	14,624	13,118	12,615	141,420	
			その他季	22,969	23,659	26,861	0	0	0	27,880	25,229	34,468	37,727	31,165	29,238	259,196	
11	市川SA	"	夏季	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0	
			合計	22,969	23,659	26,861	34,965	36,217	29,990	27,880	25,229	34,468	37,727	31,165	29,238	360,368	
			その他季	7,586	7,052	6,848	0	0	0	7,739	8,426	9,713	10,394	9,174	8,666	75,598	
			夏季	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0
12	市川北料金所	"	合計	7,586	7,052	6,848	7,799	8,079	7,276	7,739	8,426	9,713	10,394	9,174	8,666	98,752	
			その他季	14,594	12,374	10,484	0	0	0	13,366	15,871	19,980	22,222	20,208	18,330	147,429	
			夏季	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0
			合計	14,594	12,374	10,484	10,902	11,229	10,910	13,366	15,871	19,980	22,222	20,208	18,330	180,470	
14	神崎北料金所	"	その他季	8,948	7,729	6,540	0	0	0	7,962	9,386	11,759	13,316	12,220	10,673	88,533	
			夏季	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0
			合計	8,948	7,729	6,540	6,742	6,967	6,646	7,962	9,386	11,759	13,316	12,220	10,673	108,888	
			その他季	10,611	11,103	11,072	0	0	0	9,293	8,637	8,909	9,465	932	5,545	75,567	
15	播但トンネル	"	夏季	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0	
			合計	10,611	11,103	11,072	10,009	9,796	9,300	9,293	8,637	8,909	9,465	932	5,545	104,672	
			その他季	30,632	29,818	28,991	0	0	0	25,086	25,105	28,176	31,213	28,080	27,915	255,016	
			夏季	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0
16	生野料金所・生野トンネル他	"	合計	30,632	29,818	28,991	28,764	26,709	24,619	25,086	25,105	28,176	31,213	28,080	27,915	335,108	
			その他季	12,973	11,648	10,113	0	0	0	12,139	13,819	16,499	17,902	16,029	14,500	125,622	
			夏季	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0
			合計	12,973	11,648	10,113	10,054	10,433	10,351	12,139	13,819	16,499	17,902	16,029	14,500	156,460	
18	朝来第一トンネル	"	その他季	7,646	7,240	7,276	0	0	0	8,246	7,493	7,581	6,891	6,604	6,790	65,767	
			夏季	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0
			合計	7,646	7,240	7,276	7,099	6,786	10,109	8,246	7,493	7,581	6,891	6,604	6,790	89,761	
			その他季	37,797	37,774	37,248	0	0	0	32,763	30,540	31,851	33,464	31,620	34,292	307,349	
19	朝来SA・第二・第三トンネル	"	夏季	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0	
			合計	37,797	37,774	37,248	37,215	35,903	38,488	32,763	30,540	31,851	33,464	31,620	34,292	418,955	
			その他季	15,683	15,955	15,679	0	0	0	13,485	12,755	14,366	16,731	15,280	14,377	134,311	
			夏季	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0
20	朝来第四トンネル	"	合計	15,683	15,955	15,679	15,686	15,252	14,956	13,485	12,755	14,366	16,731	15,280	14,377	180,205	

1 年間電気使用量 詳細内訳 (令和3年4月から令和4年3月までの実績)

(単位:kw)

No	施設名	契約種別	使用電力量内訳	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
21	朝来料金所	"	その他季	12,188	10,703	9,552	0	0	0	11,337	13,250	19,309	22,875	20,942	17,619	137,775
			-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0
			夏季	-	-	-	9,878	10,318	10,212	-	-	-	-	-	-	-
	合計		12,188	10,703	9,552	9,878	10,318	10,212	11,337	13,250	19,309	22,875	20,942	17,619	168,183	
22	朝来第五・六トンネル	"	その他季	24,358	23,502	23,673	0	0	0	20,050	18,939	20,198	22,061	20,973	20,878	194,632
			-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0
			夏季	-	-	-	23,260	23,903	29,850	-	-	-	-	-	-	-
	合計		24,358	23,502	23,673	23,260	23,903	29,850	20,050	18,939	20,198	22,061	20,973	20,878	271,645	
23	朝来第七トンネル	"	その他季	12,376	12,334	12,744	0	0	0	6,719	6,487	6,754	7,319	6,916	6,873	78,522
			-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0
			夏季	-	-	-	12,699	13,045	17,313	-	-	-	-	-	-	-
	合計		12,376	12,334	12,744	12,699	13,045	17,313	6,719	6,487	6,754	7,319	6,916	6,873	121,579	
24	朝来第八トンネル	"	その他季	8,476	8,013	7,847	0	0	0	4,151	3,965	4,226	4,501	4,400	4,419	49,998
			-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0
			夏季	-	-	-	7,842	8,411	13,229	-	-	-	-	-	-	-
	合計		8,476	8,013	7,847	7,842	8,411	13,229	4,151	3,965	4,226	4,501	4,400	4,419	79,480	
25	朝来第九トンネル	"	その他季	11,342	10,929	11,056	0	0	0	5,565	5,076	5,410	6,152	5,890	5,830	67,250
			-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0
			夏季	-	-	-	11,013	11,148	15,353	-	-	-	-	-	-	-
	合計		11,342	10,929	11,056	11,013	11,148	15,353	5,565	5,076	5,410	6,152	5,890	5,830	104,764	
26	和田山料金所	"	その他季	14,591	12,852	11,303	0	0	0	13,478	15,688	19,870	22,164	19,702	17,719	147,367
			-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0
			夏季	-	-	-	11,864	12,141	11,457	-	-	-	-	-	-	-
	合計		14,591	12,852	11,303	11,864	12,141	11,457	13,478	15,688	19,870	22,164	19,702	17,719	182,829	
27	城山トンネル	"	その他季	13,747	13,475	13,998	0	0	0	7,252	7,116	7,369	8,504	8,000	7,664	87,125
			-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0
			夏季	-	-	-	13,783	14,414	16,706	-	-	-	-	-	-	-
	合計		13,747	13,475	13,998	13,783	14,414	16,706	7,252	7,116	7,369	8,504	8,000	7,664	132,028	
28	和田山JCT	"	その他季	9,257	9,135	9,070	0	0	0	9,883	10,324	12,363	12,476	10,993	10,206	93,707
			-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0
			夏季	-	-	-	10,411	11,057	9,550	-	-	-	-	-	-	-
	合計		9,257	9,135	9,070	10,411	11,057	9,550	9,883	10,324	12,363	12,476	10,993	10,206	124,725	
計				420,813	405,056	399,667	411,962	417,346	418,679	372,568	377,213	438,775	476,160	421,662	406,412	4,966,313
播 但 内訳別合計			その他季	420,813	405,056	399,667	0	0	0	372,568	377,213	438,775	476,160	421,662	406,412	3,718,326
			-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
			夏季	0	0	0	411,962	417,346	418,679	0	0	0	0	0	0	1,247,987
	合計		420,813	405,056	399,667	411,962	417,346	418,679	372,568	377,213	438,775	476,160	421,662	406,412	4,966,313	
遠 阪	遠阪トンネル (山東換気所)	高圧電力AS	その他季	47,049	43,665	42,037	0	0	0	40,611	43,486	43,747	58,389	57,856	50,391	427,231
			-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0
			夏季	0	0	0	38,624	44,617	41,322	0	0	0	0	0	0	124,563
	合計		47,049	43,665	42,037	38,624	44,617	41,322	40,611	43,486	43,747	58,389	57,856	50,391	551,794	

夏季 7月1日～9月30日の間

その他季 夏季以外の間

【仕様書 別紙2-4】

兵庫県道路公社 播但連絡道路 対象高圧受電施設一覧/年間デマンド・年間使用量・年間負荷率

## 1 負荷率

(令和3年4月から令和4年3月までの実績)

No	施設名	①直近1年間 最大デマンド (kW)	②直近1年間 年間使用量 (kwh)	負荷率 ②÷①÷365÷24(%)
1	花田料金所	69	351,736	58.2%
2	豊富PA(南行)	42	203,440	55.3%
3	豊富料金所	22	113,586	58.9%
4	砥堀料金所	30	152,702	58.1%
5	船津料金所	31	155,905	57.4%
6	福崎南料金所	26	118,751	52.1%
7	播但管理事務所	60	236,664	45.0%
8	福崎北料金所	26	124,988	54.9%
9	播但第一トンネル	100	148,249	16.9%
10	市川南料金所	28	141,420	57.7%
11	市川SA	122	360,368	33.7%
12	市川北料金所	20	98,752	56.4%
13	神崎南料金所	42	180,470	49.1%
14	神崎北料金所	26	108,888	47.8%
15	播但トンネル	26	104,672	46.0%
16	生野料金所・生野トンネル他	109	335,108	35.1%
17	生野北第一料金所	32	156,460	55.8%
18	朝来第一トンネル	52	89,761	19.7%
19	朝来SA・第二・第三トンネル	150	418,955	31.9%
20	朝来第四トンネル	99	180,205	20.8%
21	朝来料金所	51	168,183	37.6%
22	朝来第五・六トンネル	165	271,645	18.8%
23	朝来第七トンネル	93	121,579	14.9%
24	朝来第八トンネル	79	79,480	11.5%
25	朝来第九トンネル	85	104,764	14.1%
26	和田山料金所	41	182,829	50.9%
27	城山トンネル	78	132,028	19.3%
28	和田山JCT	33	124,725	43.1%
	播但合計	1,737	4,966,313	32.6%

遠阪	遠阪トンネル (山東換気所)	244	551,794	25.8%
----	----------------	-----	---------	-------

# 電気需給契約書(案)

兵庫県道路公社(以下「発注者」という。)と\_\_\_\_\_ (以下「受注者」という。)は、播但連絡道路花田料金所他28施設で使用する電気の供給に関し、次の条項に従うほか、関係法令を遵守し、信義誠実の原則を守り、これを履行するものとする。

## (契約の目的)

第1条 受注者は、この契約の条項に従って、発注者に対し、発注者が使用する電気を継続して安定供給するものとし、発注者は、この契約の条項に従って当該電気の供給を受け、自己の必要に応じて使用しその対価を受注者に払うものとする。

## (供給内容)

第2条 供給内容は、次のとおりとする。

### 高圧

#### (1) 契約電力

(施設ごとに、その1月の最大需要電力と前11月の最大需要電力の内、いずれか大きい値とする。)

#### (2) 供給仕様等

#### (3) 供給場所

別紙仕様書及び  
「対象施設一覧」のとお

## (契約金額)

第3条 契約金額は次のとおりとする(消費税及び地方消費税を含む。)

### 高圧

(1) 基本料金単価 \_\_\_\_\_ 金 \_\_\_\_\_ 円 (1キロワット、1月当たり)

(2) 電力量料金単価 (夏季: 7~9月) \_\_\_\_\_ 金 \_\_\_\_\_ 円 (1キロワット時当たり)

(その他季) \_\_\_\_\_ 金 \_\_\_\_\_ 円 (1キロワット時当たり)

## (契約期間)

第4条 契約期間は次のとおりとする。

令和5年4月1日から令和7年3月31日までの2年間とする。

## (契約保証金)

第5条 発注者は財務規則(昭和39年兵庫県規則第31号)第100条第1項第3号の規定により、受注者が納付すべき契約保証金を免除する。

## (権利義務譲渡の禁止)

第6条 受注者は、本契約によって生じる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、発注者の承諾を受けた場合は、この限りではない。

## (供給の保証)

第7条 受注者が一般電気事業者との接続供給契約により電気の供給を行う場合は、託送供給約款等で定める料金は受注者が負担するものとする。

## (使用電力量の増減)

第8条 使用電力量は、予定使用電力量を上回り、又は下回ることができるものとする。

## (単位及び端数処理)

第9条 本契約において料金その他を計算する場合の単位及びその端数処理は次のとおりとする。

(1) 契約電力及び最大需要電力の単位は、1キロワットとし、その端数は小数点以下第1位を四捨五入する。

(2) 使用電力量の単位は、1キロワット時とし、その端数は小数点以下第1位を四捨五入する。

(3) 力率の単位は、1パーセントとし、その端数は小数点以下第1位を四捨五入する。

(4) 料金その他の計算における合計金額の単位は、1円とし、その端数は切り捨てる。

(計量及び検査)

第 10 条 計量日は原則として毎月 1 日午前 0 時 0 分（「計量日」という。）に行うこととし、使用電力量等を計量し、発注者の指定する職員の検査を受けなければならない。ただし、遠阪トンネル山東換気所の計量日については、契約年 4 月の計量日から翌々年同月の計量日の前日までとする。

(料金の算定)

第 11 条 料金の算定期間は毎月 1 日 0 時から当該月末日 2 4 時とし、計量器に記録される発注者が使用した電力量及び最大需要電力等の数値により、使用電力量等による算定を行う。ただし、遠阪トンネル山東換気所の料金の算定期間については、契約年 4 月の計量日から翌々年同月の計量日の前日までとする。

(代金の支払い等)

第 12 条 受注者は、第 10 条に定めた検査終了後、第 2 条(1)に定める契約電力に第 3 条(1)に定める契約金額（基本料金単価）を乗じて得た金額（以下「基本料金」という。）に力率割引または割増しするものとし、当該月における使用電力量に第 3 条(2)に定める契約金額（電力量料金単価）を乗じて得た金額を合計した金額（当該金額に 1 円未満の端数が生じた場合はこれを切り捨てた額とする。）に燃料費調整額を差し引きまたは加えるものとし、再生可能エネルギー発電促進賦課金については加えるものとし、算定した料金を 1 月毎に発注者に速やかに請求するものとする。但し、第 11 条に定める算定期間における 1 月の電力使用量が 0 キロワット時の施設については、第 10 条に定めた検査終了後、第 2 条(1)に定める契約電力に第 3 条(1)に定める契約金額（基本料金単価）を乗じて得た金額を 2 で除した金額（当該金額に 1 円未満の端数が生じた場合はこれを切り捨てた額とする。）を請求するものとする。

- 2 発注者は、前項に基づく適正な支払請求書を受理した日から 30 日以内に契約金額を支払うものとする。
- 3 請求は対象施設一括で行い、受注者が施設ごとの請求内訳書及び計算内訳書を作成し、発注者が別途指定する送付先に送付するものとする。

(再生可能エネルギー発電促進賦課金)

第 13 条 電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づく賦課金は、当該地域を管轄する一般電気事業者が定める特定規模需要の標準（託送）供給条件による。

(機密の保持)

第 14 条 受注者は、業務上知り得た発注者の秘密を他に漏らしてはならない。なお、受注者は、本契約終了後においてもこの責任を負うものとする。

(契約の解除)

第 15 条 発注者は受注者が次の各号の一に該当するときは、本契約の全部又は一部を解除することができる。

- (1) 受注者が天災その他不可抗力の原因によらないで電気の供給をする見込みがないと発注者が認めたとき。
  - (2) 受注者が正当な事由により解約を申し出たとき。
  - (3) 本契約の履行に関し、受注者又はその使用人等に不正の行為があったとき。
  - (4) 前各号に定めるもののほか、受注者が本契約条項に違反したとき。
- 2 発注者は、前項に規定する場合のほか、特に必要があるときは、この契約を解除することができる。
  - 3 第 1 項の規定による解除に伴い、受注者に損害が生じたとしても、受注者は発注者に対してその損害の賠償を請求することはできない。
  - 4 第 2 項の規定による解除に伴い、受注者に損害が生じたときは、受注者は発注者に対してその損害の賠償を請求することができる。

(暴力団等の排除)

第 16 条 発注者は、第 18 条第 1 号の意見を聴いた結果、受注者が次の各号のいずれかに該当する者（以下「暴力団等」という）であると判明したとき、又は次条に規定する第三者が暴力団等であることを知りながら業務の処理をその第三者に再委託したときは、特別の事情がある場合を除き、契約を解除するものとする。

- (1) 暴力団排除条例（平成 22 年兵庫県条例第 35 号）第 2 条第 1 号に規定する暴力団及び第 3 号に規定する暴力団員
  - (2) 暴力団排除条例施行規則（平成 23 年兵庫県公安委員会規則第 2 号）第 2 条各号に規定する暴力団及び暴力団員と密接な関係を有する者
- 2 前条第 3 項の規定は、前項の規定による契約の解除に準用する。

第 17 条 受注者は、この契約の履行に係る業務の一部を第三者に行わせようとする場合は、暴力団等を受注者としてではない。

2 受注者は、この契約の履行に係る業務の一部を第三者に行わせた場合において、その第三者が暴力団等であると判明したときは、当該受注者との契約を解除しなければならない。

第 18 条 発注者は、必要に応じ、次の各号に掲げる措置を講ずることができる。

- (1) 受注者が暴力団であるか否かについて、兵庫県警察本部長に意見を聴くこと。
- (2) 前号の意見の聴取により得た情報を、他の契約において暴力団等を排除するための措置を講ずるために利用し、又は兵庫県公営企業管理者及び兵庫県病院事業管理者に提供すること。

第 19 条 受注者は、この契約の履行に当たり、暴力団等から業務の妨害その他不当な要求（以下「不当介入」という。）を受けたときは、発注者にその旨を報告するとともに、警察に届け出て、その捜査等に協力しなければならない。また、この契約の履行に係る業務の一部を第三者に行わせた場合において、その第三者が不当介入を受けた場合も同様とする。

（賠償の予約）

第 20 条 受注者は、受注者又は受注者が代理人、支配人その他使用人若しくは入札代理人として使用していた者が、この契約の入札に関して次の各号の一に該当したときは、第 4 条に定める期間の予定使用電力量に第 3 条に定める契約単価（電力量料金単価）を乗じて得た額に第 2 条に定める契約電力に第 3 条に定める契約単価（基本料金単価）を乗じて得た額を加算した額の 10 分の 2 に相当する額を賠償金として発注者の指定する期限までに発注者に支払わなければならない。委託業務が完了した後も同様とする。

- (1) 刑法（明治 40 年法律第 45 号）第 96 条の 6 による刑が確定したとき。
- (2) 刑法第 198 条による刑が確定したとき。
- (3) 公正取引委員会が、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号。以下「独占禁止法」という。）第 49 条第 1 項の規定による排除措置命令を行い、同条第 7 項の規定により当該命令が確定したとき。
- (4) 公正取引委員会が、独占禁止法第 50 条第 1 項の規定による課徴金納付命令を行い、同条第 5 項の規定により当該命令が確定したとき。
- (5) 排除措置命令又は課徴金納付命令を不服として、独占禁止法第 52 条第 1 項の規定による審判の請求を行った後、これを取り下げたため、同条第 5 項の規定により当該命令が確定したとき。
- (6) 公正取引委員会が、独占禁止法第 65 条、第 66 条第 1 項、同条第 2 項、同条第 3 項又は第 67 条第 1 項の規定による審決（第 66 条第 3 項の規定中、原処分全部を取り消す旨の審決を除く。）を行い、当該審決が確定したとき。
- (7) 公正取引委員会が行った審決に対し、独占禁止法第 77 条の規定により審決取消しの訴えを提起し、その訴えについて請求棄却又は訴え却下の判決が確定したとき。

2 前項の規定は、発注者に生じた損害の額が同項に規定する賠償金の額を超える場合において、発注者がその超過分につき賠償を請求することを妨げるものではない。

（違約金）

第 21 条 天災その他不可抗力の原因又は第 15 条第 1 項第 2 号の規定によらないで本契約が解除された場合は、受注者は、当該日から契約期間満了の日までに係る予定使用電力量に第 3 条に定める契約単価（電力量料金単価）を乗じて得た額に第 2 条に定める契約電力に第 3 条に定める契約単価（基本料金単価）を乗じて得た額を加算した額の 10 分の 1 に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に発注者に支払わねばならない。

（履行遅滞の場合の違約金）

第 22 条 受注者は、その責めに帰すべき理由により、契約の履行期限内に電気の供給をしないときは、契約の履行期限の翌日から履行の日までの日数に応じ、契約金額につき年 10.75 パーセントの割合で計算した額を違約金として発注者の指定する期間内に発注者に支払わねばならない。

（損害賠償）

第 23 条 発注者は、契約の解除及び違約金の徴収をしてもなお損害が生じたときは、受注者に対して、その損害の賠償を求めることができる。

（環境配慮義務）

第 24 条 受注者は、契約期間中の電力を供給するにあたり「兵庫県電力の調達に係る環境配慮方針」に基づき、既定された「兵庫県環境に配慮した電力調達契約評価基準」（別表 1）「以下、「基準」という。」の各項目の合計が 70 点以上であり、かつ「電気事業者による新エネルギー等の利用に関する特別措置法」第 8 条第 1 項（以下、「特別措置法」という。）の勧告を受けないよう努めること。

2 契約期間中の各年度終了後、当該期間に係る基準値について報告しなければならない。

3 報告後、受注者の基準における各項目の合計値が 70 点未満となるか、特別措置法による勧告を受けた場合、発注者および受注者は環境配慮方針について協議する。

（事情の変更）

第 25 条 契約の締結後、予期することのできない経済情勢の変動等により契約金額が著しく不当と認められる事情が生じたときは、発注者、受注者協議の上、契約金額その他の契約内容を変更することができるものとする。

（協議）

第 26 条 本契約条項について疑義があるとき又は本契約条項に定めのない事項については、発注者が定める供給条件及び料金表等に基づき、発注者、受注者協議の上解決するものとする。

この契約締結の証として本書 2 通を作成し、発注者受注者おのおのその 1 通を保有する。

令和 年 月 日

発注者 兵庫県神崎郡福崎町西田原 1 9 4 9

兵庫県道路公社 播但連絡道路管理事務所長 大北 光弘

受注者

## 「個人情報取扱特記事項」

### (基本的事項)

第1 受注者は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務を実施するに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適切に行わなければならない。

### (収集の制限)

第2 受注者は、この契約による事務を行うために個人情報を収集するときは、事務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

### (目的外利用・提供の制限)

第3 受注者は、発注者の指示がある場合を除き、この契約による事務に関して知ることのできた個人情報を契約の目的以外の目的に利用し、又は発注者の承諾なしに第三者に提供してはならない。

### (漏えい、滅失及びき損の防止)

第4 受注者は、この契約による事務に関して知ることができた個人情報について、個人情報の漏えい、滅失及びき損の防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

### (廃棄)

第5 受注者は、この契約による事務に関して知ることができた個人情報について、保有する必要がなくなったときは、確実かつ速やかに廃棄し、又は消去しなければならない。

### (秘密の保持)

第6 受注者は、この契約による事務に関して知ることのできた個人情報をみだりに他人に知らせてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

### (複写又は複製の禁止)

第7 受注者は、この契約による事務を処理するために発注者から引き渡された個人情報が記録された資料等を発注者の承諾なしに複写又は複製してはならない。

### (特定の場所以外での取扱いの禁止)

第8 受注者は、この契約による事務を処理するために個人情報を取り扱うときは、受注者の事務室内において行うものとし、発注者が承諾した場合を除き、当該場所以外の場所で個人情報を取り扱ってはならない。

### (事務従事者への周知)

第9 受注者は、その事務に従事している者に対して、在職中及び退職後においてもこの契約による事務に関して知ることのできた個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないことなど、個人情報の保護に必要な事項を周知させるものとする。

### (再委託の禁止)

第10 受注者は、発注者が承諾した場合を除き、この契約による事務については、自ら行い、第三者にその取扱いを委託してはならない。

### (資料等の返還等)

第11 受注者は、この契約による事務を処理するために、発注者から提供を受け、又は受注者自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等は、この契約完了後直ちに発注者に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、発注者が別に指示したときは当該方法によるものとする。

### (立入調査)

第12 発注者は、受注者が契約による事務の執行に当たり取り扱っている個人情報の状況について、随時調査することができる。

### (事故発生時における報告)

第13 受注者は、この契約に違反する事態が生じ、又は生じるおそれのあることを知ったときは、速やかに発注者に報告し、発注者の指示に従うものとする。



## 誓約書

暴力団排除条例（平成 22 年兵庫県条例第 35 号。以下「条例」という。）を遵守し、暴力団排除に協力するため、下記のとおり誓約する。

### 記

- 1 条例第 2 条第 1 号に規定する暴力団、又は第 3 号に規定する暴力団員に該当しないこと。
- 2 暴力団排除条例施行規則（平成 23 年兵庫県公安委員会規則第 2 号。）第 2 条各号に規定する暴力団及び暴力団員と密接な関係を有する者に該当しないこと。
- 3 契約の履行に係る業務の一部を第三者に行わせようをする場合にあっては、上記 1 又は 2 に該当する者をその受託者とししないこと。
- 4 上記 1 及び 2 に違反したときには、本契約の解除、違約金の請求その他県が行う一切の措置について異議を唱えないこと。

令和 年 月 日

兵庫県道路公社 播但連絡道路管理事務所長 様

住 所

（所在地）

氏 名

〔 法人名  
代表者（職氏名） 〕

電 話 （            ）            —

電子メール

## 兵庫県の電力の調達に係る環境配慮方針

### (目的)

第1条 本方針は、本県が行う電力の調達契約の競争入札の実施に際し、環境に配慮した電力調達契約を締結するために必要な事項を定める。

### (環境に配慮した電力調達契約)

第2条 「環境に配慮した電力調達契約」とは、本県が行う電力調達契約の競争入札に係る入札参加資格の判定に際し、小売電気事業者の電力供給事業における環境配慮の状況について、「環境評価項目」を基準として評価したうえで実施する電力の調達をいう。

### (対象組織等)

第3条 この方針は、兵庫県の機関が、競争入札により電力を調達する際に適用する。

### (環境評価項目)

第4条 本方針における環境評価項目は、次のとおりとする。

#### (1) 基本項目

- ア 二酸化炭素排出係数
- イ 未利用エネルギーの活用状況
- ウ 再生可能エネルギーの導入状況

#### (2) 加点項目

- ア グリーン電力証書（兵庫県内産）の購入状況
- イ 環境マネジメントシステムの導入状況
- ウ 需要家に対する省エネルギー・節電に関する情報提供の取組

### (入札参加資格)

第5条 入札に参加できる者は、電源構成及び二酸化炭素排出係数の情報を開示しており、かつ、前条で定める基本項目を、別表「兵庫県環境に配慮した電力調達契約評価基準（以下「評価基準」という。）」の基本項目の評価点の合計が70点以上であることとする。基本項目の合計が70点に満たない場合、基本項目の得点に加点項目の得点を加えた合計が70点以上であることとする。

### (評価)

第6条 本県が行う電力調達契約の入札に参加を希望する小売電気事業者は、第4条に定める環境評価項目を評価基準により算定し、その評価点等を様式1「兵庫県環境に配慮した電力調達契約評価項目報告書（以下「評価項目報告書」という。）」に記載し、指定された期日までに兵庫県知事に提出するものとする。ただし、評価点等に変更があった場合は、その都度、評価項目報告書を提出するものとする。

- 2 第1項に定める期日のほか、本県が行う電力調達契約の入札に参加を希望する小売電気事業者は、評価項目報告書を随時兵庫県知事に提出することができる。
- 3 環境政策課長は、小売電気事業者から提出された様式1の内容を確認し、各小売電気事業者の電源構成及び二酸化炭素排出係数の情報の開示状況及び評価点を判定する。
- 4 環境政策課長は、判定の結果について、様式2により各部局長等の長、様式3により小売電気事業者へ通知するものとする。

(評価点等の確認)

第7条 入札事務を担当する者は、各小売電気事業者の電源構成及び二酸化炭素排出係数の情報の開示状況、評価点及び入札参加の可否について確認するものとする。

(その他)

第8条 本方針により定めるものの他、競争入札による電力調達に係る環境評価等について必要な事項は、別に定める。

(事務処理)

第9条 本方針に係る事務処理は、環境政策課において行う。

附 則

この方針は、平成22年8月4日から施行する。

一部改正 平成23年4月26日から施行する。(一般競争入札にあつては入札公告日、指名競争入札にあつては指名を行う日が6月1日以降のものに適用する。)

一部改正 平成25年4月1日から施行する。(一般競争入札にあつては入札公告日、指名競争入札にあつては指名を行う日が6月1日以降のものに適用する。)

一部改正 平成26年4月1日から施行する。(一般競争入札にあつては入札公告日、指名競争入札にあつては指名を行う日が6月1日以降のものに適用する。)

一部改正 平成27年4月1日から施行する。(一般競争入札にあつては入札公告日、指名競争入札にあつては指名を行う日が6月1日以降のものに適用する。)

一部改正 平成28年7月13日から施行する。(一般競争入札にあつては入札公告日、指名競争入札にあつては指名を行う日が9月1日以降のものに適用する。)

一部改正 平成29年4月13日から施行する。(一般競争入札にあつては入札公告日、指名競争入札にあつては指名を行う日が6月1日以降のものに適用する。)

## 兵庫県環境に配慮した電力調達契約評価基準

電源構成及び二酸化炭素排出係数の情報を開示（※1）しており、かつ別表の基本事項の得点の合計が70点以上であること。基本項目の得点の合計が70点に満たない場合、基本項目の得点に加点項目の得点を加えた合計が70点以上であること。

(別表)

基本事項	区 分	配点
①一昨年度の1kWh当たりの二酸化炭素排出係数 (単位: kg-CO2/kWh) ※2	0.400未満	70
	0.400以上0.425未満	65
	0.425以上0.450未満	60
	0.450以上0.475未満	55
	0.475以上0.500未満	50
	0.500以上0.525未満	45
	0.525以上0.550未満	40
	0.550以上0.575未満	35
	0.575以上0.600未満	30
	0.600以上0.625未満	25
	0.625以上	20
②一昨年度の未利用エネルギー活用状況 ※3	1.35%以上	15
	1.35%未満	10
	活用していない	0
③一昨年度の再生可能エネルギー導入状況 ※4	3.00%以上	15
	3.00%未満	10
	1.50%未満	5
	導入していない	0
加点項目	区 分	配点
④グリーン電力証書(兵庫県内産)の購入状況 ※5	あり	5
	なし	0
⑤環境マネジメントシステムの導入状況 ※6	あり	10
	なし	0
⑥需要家に対する省エネルギー・節電に対する情報提供の取組 ※7	あり	5
	なし	0

※1 電源構成及び二酸化炭素排出係数の情報の開示は、経済産業省「電力の小売営業に関する指針」(平成28年7月改訂)に示された電源構成等の算定や開示に関する望ましい方法に準じて実施していること。ただし、新たに電力の供給に参入した小売電気事業者(参入から1年以内)であって、電源構成の情報を開示していない者は、参入日及び開示予定時期(参入日から1年以内に限る。)を明示することにより、開示したものとみなす。

※2 1kWh当たりの二酸化炭素排出係数とは、地球温暖化対策の推進に関する法律に基づき、環境大臣及び経済産業大臣によって小売電気事業者ごとに個別に発表された調整後排出係数をいう。

※3 未利用エネルギーの活用状況とは、以下の方法により算出した数値をいう。

①一昨年度の未利用エネルギーによる発電電力量(送電端)(kWh)を

②一昨年度の供給電力量(需要端)(kWh)で除した数値

(算定方法) 未利用エネルギーの活用状況 = ①÷②×100

注1 未利用エネルギーとは、発電に利用した次に掲げるエネルギー(他社電力購入に係る活用分を含む。(ただし、一般電気事業者からの購入電力に含まれる未利用エネルギー活用分については、趣旨から考慮し含まない。))をいう。

① 工場等の廃熱又は排圧

② 廃棄物の燃焼に伴い発生する熱（電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（以下「FIT法」という。）第2条第4項において定める再生可能エネルギー源に該当するものは除く。）

③ 高炉ガス又は副生ガス

注2 未利用エネルギーによる発電を行う際に、他の化石燃料等の未利用エネルギーに該当しないものと混燃する場合は、以下の方法により未利用エネルギーによる発電量を算出する。

① 未利用エネルギー及び未利用エネルギーに該当しない化石燃料等の双方の実測による燃焼時の熱量が判明する場合は、発電電力量を熱量により按分する。

② 未利用エネルギーの実測による燃焼時の熱量が判明しない場合は、未利用エネルギーに該当しない化石燃料等の燃焼時の熱量と当該発電機の効率から未利用エネルギーに該当しない化石燃料等の燃焼に伴う発電量を算出し、当該数値を全体の発電量から除いた分を未利用エネルギーによる発電分とする。

※4 再生可能エネルギーの導入状況とは、以下の方法で算出した数値をいう。

①一昨年度自社施設で発生した再生可能エネルギー電気の利用量（送電端）に、

②一昨年度他社より購入した再生可能エネルギー電気の利用量（送電端）（ただし、太陽光発電の余剰電力買取制度および再生可能エネルギーの固定買取価格買取制度による買取電力量は除く。）を加え、

③一昨年度の供給電力量（需要端）で除した数値（単位は全てkWh）

（算定方法） 一昨年度の再生可能エネルギー導入状況 = (①+②) ÷ ③ × 100

注1 再生可能エネルギーとは、FIT法第2条第4項に定められる再生可能エネルギー源を用いる発電設備による電気を対象とし、太陽光、風力、水力（30,000kW未満、ただし、揚水発電は含まない。）、地熱及びバイオマスを用いて発電された電気とする。

注2 再生可能エネルギー電気の利用量（①+②）には、他電気事業者への販売分は含まない。

注3 供給電力量（③）には、他電気事業者への販売分は含まない。

※5 前年度4月1日から「兵庫県環境に配慮した電力調達契約評価項目報告書」の提出期限までの購入状況とする。また、購入状況には、購入予約契約を含む。

※6 入札実施時における環境マネジメントシステム（EMS）の導入状況で、評価対象となるEMSは「ISO14001」、「エコアクション21」とする。

※7 需要家への情報提供の例として、「電力デマンド監視による使用電力量の表示（見える化）」、「需要逼迫時における節電依頼メール」、「ホームページにおける使用電力量の推移等の初回サービス」、「設定した使用電力量を超過した場合の通知サービス」等が挙げられる。

様式1

兵庫県環境に配慮した電力調達契約評価項目報告書

1 事業者の称号等

称号又は名称	
代表者職・氏名	
所在地	
問合せ先	担当部署
	担当者名
	電話番号

2 電源構成及び二酸化炭素排出係数の情報の開示方法

開示方法	備考
①ホームページ ②パンフレット ③チラシ ④その他 ( )	開示状況がわかる資料

3 環境評価項目に関する数値等

(1) 基本項目

環境評価項目	数値等	点数	備考
平成 年度の1 kWh あたりの全電源平均CO <sub>2</sub> 排出係数 (kg-CO <sub>2</sub> /kWh)	(kg-CO <sub>2</sub> /kWh)		
平成 年度の未利用エネルギー活用状況 (%)	(%)		算出根拠(計算式等)を示すこと
平成 年度の再生可能エネルギー導入状況 (%)	(%)		算出根拠(計算式等)を示すこと

(2) 加点項目

環境評価項目	数値等	点数	備考
グリーン電力証書(兵庫県内産)の購入状況	有・無		証書の写し等
環境マネジメントシステムの導入状況	有・無		認証書の写し
需要家に対する省エネルギー・節電に関する情報提供の取組	有・無		通知等の写し

(3) 合計点数

(1)基本項目の点数の合計 + (2)加点項目の点数の合計	点
----------------------------------	---

※ (1)基本項目の点数の合計が70点未満の場合、(2)加点項目の点数を合計してください。

兵庫県知事 様

上記報告及び添付書類に関する全ての記載事項について事実と相違ないことを誓約いたします。

平成 年 月 日

称号又は名称  
代表者職・氏名

印

環 政 第 号  
平 成 年 月 日

(各部局の長) 様

農政環境部環境創造局環境政策課長

兵庫県電力の調達に係る環境配慮方針に基づく  
判定結果について (平成 年度)

標記のことについて、本県が行う電力調達契約の入札に参加を希望する小売電気事業者の  
判定結果を下記のとおり通知します。

記

	事業者名	電源構成及び二酸化炭素排出係数の情報の開示	評価点	入札参加の可否
1				
2				
3				
4				
5				

環 政 第 号  
平 成 年 月 日

(小売電気事業者) 様

農政環境部環境創造局環境政策課長

兵庫県電力の調達に係る環境配慮方針に基づく  
判定結果について (平成 年度)

兵庫県電力の調達に係る環境配慮方針に基づき、平成 年 月 日に提出された報告書の  
判定結果について、下記のとおり通知します。

記

電源構成及び二酸化炭素排出係数の情報の開示	評価点	入札参加資格	備 考